

平成 27 年 6 月議会 八尾春雄一般質問

(議長) それでは、次に、12番、八尾君の発言を許します。12番、八尾君！

(八尾議員) 12番、八尾春雄です。6項目について、質問をいたします。

1、山村町長が就任して2年間の経過し、折り返し点に達した。町長の政治姿勢はいかなるものかを問う。

広陵町では、50年ぶりに無投票当選となった貴職は、住民本位の町政を進めるためには、日本国憲法を守ること、一党一派に偏することなく、いわば町民党を標榜しておられたのではないかと当初は理解してきた。しかし、今回の県知事選挙や県議会議員選挙での動きを見れば、そうとばかりは言っておれない状況もある。みずからをどのように規定して町政に当たっているという認識か。

県議会議員選挙期間中に、町のパンフレットの裏表紙に候補者名を類推させる広告を載せ、シルバー人材センターに全戸配布を依頼した件は、選管が配布中止を求める事態に発展した。どのように認識しているのか。

質問事項の2番目でございます。

役場職員の休日出勤、所定外労働等の対応について、その後どのように改善したのか。

昨年12月議会及び本年3月議会において、休日出勤及び所定外労働時間の管理の実態を明らかにすることを求め、法令違反が認められるので改善を要望した。

①その後の取り組みはいかなるものか。振替休日の取得率は上がっているのか。また最終的に消化できなかった場合の対応はどのようにしているのか。

②違法状態を放置するわけにはいかないのではないか。

質問事項の3番目でございます。

広陵北保育園と広陵北幼稚園を合体して、認定こども園にする計画は中止し、待機児童解消に向けて、新広陵北保育園建設として取り組んでほしい。

全国的には、認定こども園を返上する事例も報告されているが、今回の計画で、保育の質と体制が強化されるのかどうか疑問である。町はどのような審議をしたのか。

①法的責任は強まるのか、弱まるのか。

②子供1人当たりの基準は確保されるのか。

③トータルとして保育の質は強まる見込みがあるのかどうか。

④土地所有者との協議もないまま予算を提起するという倫理的問題の決着はどのようにつけるのか。

質問事項の4番目でございます。

今国会で国民健康保険法が改定された。町と住民がどのような影響を受けるのか。

去る5月27日、参議院において医療保険制度の改定が決定され、平成28年度から実施される予定と報じられている。

①国・県・町の負担額はどうか。医療費適正化計画との関係はどうか。

- ②被保険者負担額(国保税及び窓口負担額)はどのようになるのか。
- ③混合診療が拡大するのではないか。
- ④附帯決議の内容はいかなるものか。広陵町への影響はどうなるのか。
- ⑤債権管理条例での取り組みとの関係はどうなるのか。我がまちの差し押さえは県内でも群を抜いている状況だ。

質問事項の5番目でございます。

ごみ袋の無料化(世帯ごとの基準枚数の無料交付)を求める。

ごみ町民会議に出席して、次の施設に関する協議に参加している。住民の関心事でもあり、各位の努力もあって県内の平均的な処理量を下回る実績となっていることが担当部局からも説明されている。一層の住民の理解と協力を得て、次の施設検討にも見通しを持ちたいと考えるがどうか。維持費が高いRDF炭化方式を選定したことへの反省も必要になっている。

①世帯人数によって、基準枚数を設けて無料交付し、その枚数で年間ごみ量を各位で抑制できるような自覚的な取り組みを奨励してはどうか。

②定められた曜日の定められた時刻までに定められたごみ袋を用いて出したごみを回収しなかった事例がある。指定ごみ袋の使用をもって個々の申し込みとみなすとしてきた答弁と矛盾しているのではないか。

③転入時に住民票の異動受け入れをしたら、住民課からクリーンセンターに連絡して対応してもらいたい。

質問事項の6でございます。

5月24日、日本総研藻谷啓介とありますが、藻谷浩介の書き誤りでございますので、直してください。日本総研藻谷浩介氏の講演について所見を伺いたい。

「里山資本主義」を著し、2014年度新書大賞を受賞した氏の講演には、これまで町主催の講演者にはなかった視点から指摘もたくさん含まれていたように思う。

①地場産業の停滞や米価の暴落で不動産を売却する傾向が続いている。急激な人口増加はインフラの整備が追いつかない場合にはせつかく希望して広陵町を選んでいただいても、予定した生活設計が困難になる場合も想定される。講演を受けて町の人口見通しについてどのように考えているのか。

②人口減少のまちづくりについても展望を明らかにしてほしい。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

(議長)ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えをいたします。

町長に就任後、2年経過し、折り返し点に達したということでの御質問でございます。平成25年7月に広陵町長に就任させていただいてから2年が経過いたしました。広陵町の特性を踏まえたまちづくりを進めるために、私は、「対話」と「コミュニティ」を政策の柱としてまいりました。各地域に担当職員を配置し、私も各地域に出向いて住民懇談会を開催させていただき、現時点で24カ所の地域の皆様とさまざまな意見交換を行ってまいりました。

町制60周年という記念すべき年に、町長を務めさせていただいていることは光栄であり、気の引き締まる思いであります。未来の広陵町について考え、その礎となる施策を展開するため、広く住民の皆様にも町政に積極的に参画いただき、皆様とともに広陵町の発展を目指してまいりたいと考えております。

町制60周年記念事業の一つとして実施いたしました総合行政情報誌「広陵町くらしのガイド」の発行は、広陵町と株式会社サイネックスの官民協働による事業となっております。サイネックスは、地方自治体と連携して官民協働で行政情報に携わる事業を展開している企業であり、全国で100を超える自治体で、同様の情報誌を作成しております。この情報誌の費用は、町内事業所の協賛による広告料で賄われ、町の費用負担はございません。町は行政情報を担当し、広告部分につきましては募集から編集まで、また配布につきましても全てサイネックス側が行い、地域のシルバー人材センターに委託をされたものです。

情報誌の配布開始が奈良県議会議員選挙期間中であったため、誤解があつてはいけなさと広陵町選挙管理委員会の判断で一時配布を中止し、奈良県選挙管理委員会及び香芝警察署に報告いたしました。特に指摘はなかったと報告を受けております。配布物そのものの問題はありませんが、誤解を与えないよう配慮は必要であったと存じます。

2番目、役場職員の休日出勤・所定外労働等の対応についての御質問でございます。

まず、ことし1月から3月までの3カ月間の休日出勤に対する振替休日の取得率は、課長補佐以上の管理職で66%、係長以下で61%となっており、前年の同時期と比べ、課長補佐以上で13%、係長以下で5%改善されています。なお、最終的に振りかえができなかった日の精算は行っておりません。

今年度振替休日の取得率を引き上げるための取り組みとしては、職員の健康管理を考え、それぞれの課において積極的に事務改善に取り組む必要があることや行事やイベントが多い時期には負担が偏らないように部課を超えた連携を進めることなど部課長会議において周知しているところです。また、振替休日の指定期限が迫っている職員に対しては、人事担当課から直接メールや電話で振替日の指定を促しています。

職員が土日に出勤しなければならない機会が年々ふえている現状を踏まえた上で、振替休日を確実に消化することができる職場環境づくりが必要と考えます。

3番目、認定こども園計画を中止し、新広陵北保育園建設をという御質問でございます。

認定こども園につきましては、保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子供を受け入れて幼児教育・保育を一体的に提供する機能、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供など地域社会における子育て支援を行う新しい機能を有する施設であります。広陵町の将来を担う子供たちにとって、一体的な幼児教育・保育を受けることができる重要な施設になると考えております。認定こども園の数については、減少あるいは進まないのではないかと危惧されておりましたが、平成27年4月時点では、平成26年4月と比べて1,360カ所増加し、2,836カ所となっております。奈良県におきましても、15カ所から27カ所へと増加しており、子供を取り巻く社会環境、家庭環境の変化による

ところが大きいのではないかと推察しております。

まず、1番目の御質問であります、公的責任についてですが、保護者のさまざまなライフスタイルに合った選択肢の一つとして、新制度のもとでの認定こども園ができるということであり、その実施に当たっては、県と協議し、関係法令を初め、奈良県の認可基準、運営・施設基準に沿った内容で進めることになり、町立であることから届け出により設置することになります。

次に、2番目の御質問であります、子供1人当たりの基準ですが、本町が計画している幼保連携型認定こども園では「奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」の各基準により整備することになります。

次に、3番目の御質問であります、保育の質につきましては、幼稚園のよいところと保育園のよいところをあわせ持った質の高い幼児教育・保育を確保するべく、幼稚園長・副園長と保育園長・副園長の勉強会を始めております。また、北幼稚園・北保育園の職員間の協議を進めるよう担当部署に指示をしており、認定こども園の特色を生かした保育・教育カリキュラムの作成、人的環境及び物的環境の整備を行ってまいります。

最後に、4番目の土地所有者との協議がなく予算計上した倫理的問題との御質問ですが、幼保の一体化についての取り組みは、従前から続けてきており、平成27年4月から新制度がスタートしたことにより、幼児教育・保育の一体化を図るため、福祉部に認定こども園準備室を新設し、子ども支援課で幼稚園事務を行えるよう補助執行の事務委任の手続を行ったところです。北幼稚園と北保育園の統廃合につきましては、教育委員会と協議を重ね、議員懇談会等を通じて議会にも御説明を申し上げてきたところです。

現段階での用地の進捗状況を簡単に御説明いたしますと、用地の権利者の方全員にお会いし、事業説明をさせていただき、測量、不動産鑑定の同意もいただいております。また、地元地区につきましては、弁財天区長及び南区長並びに北校区の会長である寺戸の区長さんに説明をさせていただきました。いずれも事業に賛同をいただいておりますが、区役員・保護者等にも丁寧に説明を行ってまいります。

4番目、国民健康保険法が改正された。町と住民がどのような影響を受けるのかという御質問でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の主な内容につきましては、現在市町村が単独で運営している市町村国保を平成30年度から財政運営の責任主体を担う都道府県と保険料の賦課、徴収や保健事業、保険給付の決定などを担う市町村との役割として規定したものであります。

総じて、急速に進む少子高齢化の中で、国保の安定的な運営を目指し、公費投入による財政基盤の抜本的な強化を図り、負担能力に応じた負担や負担の公平化を進めるための見直し、後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入や、入院時の食事代負担の引き上げなどが盛り込まれたものとなっております。

それでは質問項目ごとに答弁をさせていただきます。

まず、①国・県・町の負担額につきまして、国は平成27年度から低所得者の人数に応じて保

保険料額の一定割合を公費で支援を行い、財政基盤の強化を図っています。

また、平成29年度には保険料の収入不足、見込みを超えた給付費の増加などに対するリスクの軽減を図るため、県に創設が予定されている財政安定化基金の積み立てに国費を投入します。

平成30年度からは、精神疾患や非自発的失業者が多いなど自治体の責めによらない要因による医療費の増加負担への対応、保険運営に努力する保険者に対して積極的に支援する制度を創設することなどが盛り込まれています。

このことから定率的な負担割合については変更がないものの、具体的な影響額につきましては、まだ詳細内容が決まっておきませんので、今後国の動向を注視してまいりたいと存じます。

「医療費適正化計画」につきましては、県で設定がなされるものでありますが、町においては、医療費適正化や保健事業に関する自助努力への支援が見込まれておりますので、今後とも力を注いでまいりたいと考えております。

次に、被保険者負担額(国保税及び窓口負担額)でございますが、改正法では、終始申し上げていますように、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図るため、給付費に必要な費用は全額都道府県から市町村に交付され、市町村ごとの標準保険料率を提示するものであり、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化、広域化等を推進することとなります。市町村については資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととなります。

奈良県におきましては、市町村国保のあり方検討ワーキンググループで種々検討を重ねているところでありますが、国保税については被保険者の負担の公平を図る観点から、県内で統一した標準保険料率(世帯状況及び所得が同一であれば、県内のどこに居住しても同一の保険料額)、これの導入を目指しております。県は医療費等の推計に基づき、県全体で確保すべき保険料収入を算定し、市町村ごとの納付金を定め、標準保険料率を示します。町はこの標準保険料率を参考に条例で保険料率を定めます。標準保険料率を算定するに当たっては、各市町村の国保財政状況、現行の保険料や独自の減免制度など、いろいろな条件が異なっており、多くの問題を抱えておりますが、検討ワーキンググループにおいて、今後も検討を重ね、本年12月には一定の取りまとめとされる予定でありますので、その内容を踏まえ、広陵町としての適切な保険料等を検討してまいりたいと考えております。

窓口負担額につきましては、入院時の食事代の見直しがありますが、低所得者、難病患者等は据え置かれるものであります。入院と在宅の療養費の負担の公平の観点から、負担能力に応じた負担をお願いする趣旨のものであると理解しております。

次に、三つ目の混合診療が拡大するのではないかということにつきましては、保険診療と保険外診療を併用する混合診療は、全額自己負担となりますが、保険外併用療養費制度の適用により、保険診療との併用が行えます。

今回の患者申し出療養は、この保険外併用医療費制度の適用を拡大することにより、困難

な病気と闘う方がより早期に、身近な医療機関での受診が可能となるように創設されたものがあります。

続いて4つ目の附帯決議の内容と広陵町への影響はどうなるのかということでございますが、衆議院においては3項目、参議院においては19項目の附帯決議が採択されております。その中で持続可能な医療保険制度の構築には、医療費の抑制が不可欠であるとのことであり、予防、健康づくり及び医療費の適正化によって、本町の現状に当てはめても、より一層努めていかなければならないものと考えます。

最後に5つ目、債権管理条例での取り組みとの関係につきましては、今後高い収納率を維持することが標準保険料率の算定や納付金の調整機能に有利に働くような仕組みになるよう、引き続き納税者の実態把握に努めるとともに、県に対しても働きかけてまいりますので、どうぞ御理解をお願い申し上げます。

5つ目、ごみ袋の無料化を求めるという御質問でございます。

ごみ減量は住民の皆様方に御理解・御協力をいただいているおかげをもちまして、成果が明確にあらわれていると考えております。今後もごみの分別、減量及びリサイクルを推進し、循環型社会の実現に努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

またRDF炭化方式は、選定当時には、専門家による処理方式検討委員会で慎重審議いただき、地元の意向に沿った最優良処理方式として採用されたものであります。必要処理経費につきましても、施設設置企業との契約により、予想経費を超えた場合は、施設建設企業側が補填をしなければならない契約となっており、平成25年度実績で2,400万円、平成26年度は1,250万円の経費補償をいただいております。ごみ1トン当たりの処理経費であります、15年前の平成12年度で5万900円、10年前の平成17年度で5万7,620円、平成25年度で6万6,650円となっており、コストは炭化処理方式に変更後、高くなっております。

さて、ごみ袋の一定無料配布をしてはどうかということですが、有料化となりましたのは、現在のクリーンセンター建設に当たり、ごみ減量推進審議会で審議いただいた結果、有料化することにより、ごみの減量が進み、施設規模の縮減を可能とし、さらに処理経費を抑制し、結果として住民皆様の御負担の軽減になるということですので、御理解をいただきたいと思っております。

二つ目の御指摘は真摯に受けとめ、クリーンセンター職員及び収集受託事業者との協議を重ね、改善策を検討・実施させながら、皆様に満足いただける収集処理を実施してまいります。

三つ目の御指摘を賜りました転入された方々への周知の方法として、改善すべき点があり、早速担当部局で改善策を実施いたしました。今後も現状に甘んずることなく、住民の皆様喜んでいただける運営体制を心がけてまいります。

最後の御質問でございます。5月24日、日本総研藻谷浩介氏の講演について所見を伺いたいという御質問でございます。

講演いただきました藻谷先生につきましては、一昨年の中東アジア地方政府会合でお会いし、

ぜひ広陵町にお招きをして講演をお願いしたいと考えておりました。そのような中、町制60周年記念講演に来ていただくことができ、私も楽しみにしておりました。

客観的なデータ分析による興味深い内容であるとともに、町民の皆さんとともに将来を真剣に考える機会になったのではと考えております。

広陵町の人口見通し、人口減少時代のまちづくりについての御質問でございますが、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国の人口ビジョンと総合戦略が示されました。本町においても産業の振興や雇用の創出、若い世代を中心とした定住促進、子育て支援などの課題に対応するため、人口の長期ビジョンと総合戦略を策定することとしています。

本町の人口は真美ヶ丘ニュータウンの開発以降に急増し、県内ほとんどの市町村で人口が減少する中、一貫して伸びてまいりました。しかし、年々伸び率も減少し、近い将来、減少に転じると見ております。日本創成会議が発表した消滅自治体、通称増田レポートでは、人口移動が収束しない場合の本町の人口は、2040年には16%減少するとの推計も出されています。

高齢化の進展とある程度の人口減少は避けられないと考えていますが、町民が将来に夢や希望を持ち、安心して暮らすことができる取り組みを推進するため、町民を初め関係団体の参画も得ながら、長期人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組む所存です。

人口を減少させない施策は、子育て世代、あるいはこれから子育てをしていただく世代に住んでいただく、若者に住み続けていただくということになりますが、そのためには、すぐれた住環境、働く場所の確保、安心できる子育てできる環境づくりなどが求められると存じます。このことを踏まえて総合戦略をまとめなければならず、戦略を着実に実行しなければならないと考えています。

なお、総合戦略につきましては、町の重要な計画に位置づけており、議会議決をお願いすることとなりますので、活発な議論をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) それでは、各質問事項について、再質問を受けます。12番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございました。

1番目ですが、大変大事な問題でありまして、町長の考えは少しわかりましたけれども、たしか町長選挙のときには自民党から推薦をいただいたけれども、ポスターにはそれは載せない、私はあくまで全住民の方に応援をしていただいたという認識で、今後町長職を務めていきたいんだと、こういう御答弁でございました。今回の知事選挙や県会議員選挙の中では、特別職ですから誰がどなたを応援するのかは、その方の自由にしていただいているんですけども、そのような今申し上げた経過の中で自民党にシフトした、運動されたということについては、私は甚だ残念だなというふうに思っているわけでありまして。

それで、くらしのガイドですが、これは町のお金をかけていませんよと、こうありますが、御存じの方もいると思いますが、皆さんとともにいいまちづくりという、町長の御挨拶文が載っております。新たに転入した人については、このパンフレットが全部配られるわけですから、これは広陵町が責任を持って発行したものだと。ただ、費用については、今述べられたようなことになっ

ていると。

裏面に行きますと、県会議員の候補者が社長を務めておられる会社があり、もう一つの会社の名前はその下の名前を類推させるものになると、こういうことになるわけですから、選挙管理委員会も率直に言いますが、大分慌てたと思います。こんなことを町長がようやったのというのが本音だろうと思います。勇み足だったのか、失敗だったのか、配慮が要するというふうに書いてありますけれども、もう一度原点に立ち返って、憲法を守って全住民の皆さんに応援をしていただいている山村町政であると、だからそういう意味でいいまちづくりを進めていきたいんだということは、この際、もう一度宣言していただく必要があると思います。どうですか。

(議長) 山村町長！

(山村町長) このことにつきましては、立候補当初の気持ちとは変わっておりませんが、私はやはり仕事を進める中で、何を選択するのがいいのかということも踏まえて、選挙にも臨ませていただいております。自民党公認の候補を応援をさせていただいております。これは知事選挙、県会議員選挙に限らず、衆議院選挙もそうございましたので、現職の広陵町にかかわりの深い方を応援をさせていただいているということで、政権与党を応援しているという立場であるというふうに御理解をいただきたいと思います。ただ、町民の方には、いろいろな政党を支援されておりますので、私はその方々の御意見を無視するつもりはございません。まちづくりを進めるに当たっては、全ての皆さん、町民の皆さんの声を聞かせていただいて、私が全て決定するわけではございません。議会で議決をしていただかなければ仕事は進まないということでございます。議論を重ねていいまちづくりを進めていきたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

この冊子については、印刷物そのものに問題はなかったというふうには思います。ただ、そういうふうに邪推される時期に配られたということだけが残念だというふうに思うだけのことでございまして、本そのものに問題はないというふうに考えております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 本そのものに問題はないということですから、指摘は受け入れられないということですが、一般的にはそうではありません。

それでもう一つお尋ねします。政権与党を応援しているということですが、じゃあ、政権与党からいろいろな法律やら方針やらいろいろ出ていますね。しかし住民との関係では、これはちょっとあかんなど、広陵町の実態に合わないなどということも中には、ここが最前線ですからあるかと思いますが。自民党・公明党の政権の言っていること、荒井県知事さんの言っていることで、これはおかしいと、この2年間何か具申したことはありますか。抵抗したことはありますか。もしあれば言ってください。なければ、それは国や県の言いなりということになりかねないので、何かあるんやったら宣伝をしていただいたら結構です。承ります。

(山村町長) はっきり言いまして、それはございません。しかし、我々が仕事をする中で、こうやってほしい、ああやってほしいということは常に申し上げているというところでございます。全て命令に従って

るという立場ではないということは御理解いただきたいと思います。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 地方自治体の長として、自主的に考えるということを放棄していないという言いわけをしておられるわけですが、それはそれで大事なことです。引き続きやっていただきたいんですが、今日の時点で山村町政を規定するとすれば、国・県言いなりの自民党・公明党政権応援町政と、こういうことになろうかと思っておりますので、残念ながら、私は大変残念ながらそうだと思いますが、全住民に対して応援をしてもらっているわけですから、そのあたりは十分に配慮をしていただきたいと、こう思っております。

二つ目にいきたいと思っております。

役場職員の休日出勤・所定外労働の件で御報告がございまして、少し成果が出ているという御報告でございました。それで、やりとりの中で明確だったのは、私も人事院規則の第15条の14ですか、この振替休日の規定について、どんなようなものであるのか、少し調べてみております。これまで町長や、あるいは部長がおっしゃるということに間違いはなかったと、こう思っております。そうするとどういうことになるかといったら、振替休日というのは、取得をさせてこそ、振替休日なんですね。取得させていないのに振替休日とは言わんわけですよ。だから今の実態は、人事院規則に従って、あるいは町の規則に従って、その振替休日、与えられた手続をちゃんとやっていると、本人もちゃんと自覚をしていると、だけど取得をしなかったと、これは本人の問題やないかというふうに聞こえるわけです、書いていませんけれども。意識としてはそういうことなん違いますか、その点どうですか。

(議長)

(山村町長) 私、個人的にはそのようには思っておりません。できるだけ振替休日の取得につきましては、取得率を上げるということで、できるだけ早期にとるとというのが望ましいというのも出ているわけでございます。また、そうしたことで期限が迫ってきているという場合には、人事担当のほうからメールでも発信するというので、部課長会のほうでも周知はさせていただいてるところでございます。今後は、制度を改めまして、振替休日の指定を人事担当課のほうに事前に報告をしていただくといったようなシステムに早期に導入していきたいというふうに考えているところでございます。現在、要綱なり様式のほうを検討をしているというところでございますので、できるだけ早期にとっていただいて、もう100%を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) ぜひ頑張ってくださいと思いますが、ただ、議会で質問をして答弁をいただいておりますから、平成25年の1月1日から平成26年12月31日までの間に1,344日発生して、951日が消化されているけれども、393日については消化がされていないというのは、町の答弁でございました。これは私、違法だと言っているんですよ、よろしくないと言っていない

んですね、違法だと言っているんですよ。違法だと言っていたら、どこでこれを取り扱うのかと
いったら、この間公平委員会という、今議会で城内武治郎さんに就任していただいた、その委
員会が事務局のようですから、私、町の職員じゃありませんけれども、少なくともそこに違法と
違いますかという取り合わせはさせていただきますので、それでもし違法だということになっ
たら、町は格好悪いですよ。早目に対応されたほうがいいんじゃないかと思います。そういうこと
がやっぱり職員の健康問題とか、ああやっぱり本気になってやっているなということになります
ね。具体的に聞いてまいります。職場によって風土がいろいろ違うと思いますけれども残業と
か、休日が取得できないとか、最も甚だしい違反をしている事業所はどこですか。その事業所
に対して、部長はどんな指導をしましたか、この間。

(議長) 答弁。川口総務部長！

(川口総務部長) 具体的には9月から11月の間のいわゆるイベントの多いときが一番振りか
えが多いというようになっておりますので、その辺の課ということで、福祉課あたりではないかな
というふうに思っております。福祉課なりだと思っております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) そのような部局が教えていただけないと思いませんでしたから、当事者の部長、どう
思われますか、どう努力されるのか、ちょっと教えてください。これ放っておいたら、いや知って
ますねん、8時半に行っても職員はまだ仕事してますやろ、部長もよくいますやんか。私よう見
ますで。あんなことやったら病気になりますよ。人間が足りないんだったら人間を増やしてくれ
とちゃんと川口部長に言わなあかん。だから「ベテランの(職員)をちょっと配置してもらわんと
困りますで、町長」と言ってね、人事ってやっぱり交渉が要るんです、上のほうと。別に労働組
合をやれと言いませんから、部長どうされますか、どうですか。

(議長) 中山福祉部長！

(中山福祉部長) 確かに遅くまで仕事をしているというのは事実なところがございます。その点
については、やはり人をふやしてほしいということで、いつもお願いをしております。その辺に
ついては、また総務部長、人事担当のほうでは御配慮いただき、今後その辺については十分
考慮いただけるものと思っております。

(議長) 川口総務部長！

(川口総務部長) 職員の健康という面でも重要なものと思っております。今後はそういった形
で十分配慮をして、振替指定前4週と後8週というようになっておりますので、その辺でとらせる
ように配慮はしてまいりたいというふうに思います。

(中尾副町長) 実は、ことしの御用始めのときでしたか、皆、職員さんが全部いますので、
ちょっとお話しさせてもらったことがあるんですけども、その職場によって、日常の業務で周り
が皆座っているので、自分が先に帰れないという雰囲気の部分もあるので、イクメンという言葉
がありますけれども、それ以上にイクボスになってくれということをちょっとお話しさせていただきました。
イクボスというのは、例えばその管理職の課長が、名前を使わせてもらって悪いですが
れども、「八尾係長、きょうは自分の子供の保育所、あんたが迎えに行く番だろうと、いつまで

仕事をしているんだ、早く帰りなさい」というような、課員の日常のことまで気を配るようなボス、いわゆる管理職になってくださいというふうに話をさせてもらったことがあります。そういう職場づくりをみんなで目指していこうということも、話をしておりますので、その辺のところを目指してやりたいなというふうに思っております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 3人も答弁をいただきまして、ありがとうございました。町の努力を期待をしております。

3番目、保育園のことについていきたいと思います。

いろいろ事情は言っているんですが、建物が古くなったと。それから定員オーバーのところと定員が足りないところがあるのではということがやっぱり動機になっていると思います、このこども園の件は。町立の認定こども園というふうに答弁がありますから、民間の例えば株式会社が認定こども園をやろうと思ってもやれることになりましたので、そういう不安はとりあえず脇に置きますけれども、公的責任ということでいえば、申し込みを認定こども園にすることになるわけですから、これまでだったら町にするようになっていたのが、認定こども園にするようになるわけですから、町の責任は軽くなっちゃいますね。だけど認定こども園の運営者は町だから変わりませんということ部局長は言っておられるんだろうと思っております。それで保育の質がどうなるのかということなんですが、一番心配するのは、子どもたちの一日の流れの中で、教育やら運動やら、あるいは午睡も含めましてリズムが違いますね。だから1週間のリズムもやっぱり違いますね。それから1日一定の時間になると何人かのお友達が帰っちゃうと、こういうこともありますね。だから、そのあたり教育の質、保育の質から出発して、この認定こども園が前進なんだと、こういうふうに確信されたからこそ提案をしているんだと思うんですけれども、一体どこに質の前進があるというふうにお考えなんですか。それが私よくわかりません。責任が軽くなっちゃうんですよ、これ。

(議長) 中山福祉部長！

(中山福祉部長) まず1点目なんですけれども、株式会社は認定こども園はできなかつたと思います。町立ということで、町が責任を持って申請を受けということについては議員さんおっしゃるとおり、町が受け、町がやります。その点については、保育所は変わりません。おっしゃっているように子供さんの預かり方が変わるのではないかというのは確かに短時間の1号認定のお子さんと長時間の2号認定、3号認定のお子さんが一緒のところ、教育と保育を受けるといことで、それは必ず起こってきます。ただ、それが教育・保育の質の低下だとは考えてはおりません。子供たちにそういうことの負担をかけないよう、今、園長、副園長、両方の幼稚園、保育園のそのやり方のカリキュラムについても国が示しましたが、広陵町版、広陵町としての考えを今みんなで考えていき、子供たちの保育・教育の質の低下にならないカリキュラムを今考えておりますので、その辺については、またでき上がったときには、示させていただきますので、よろしく願いいたします。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 株式会社の件は、ちょっと認識が不足していたかもしれません。よく調べてみます。

土地所有者との話ですけれども、中学校給食の国の助成金2億3,500万円の件で、一般会計(予算案が)否決されるというような事態がありました。このときには金が入ってくるのか、入ってこないのか、はっきりしないのに計上するのはけしからんやないかという意見の議員さんもおられたんですね。今度のこのところを見ますと、土地を取得するのに、土地取得会計で、売ってくれるのかどうかもわからないのに、共産党以外皆賛成しているからどうなっているんやろなと僕は不思議でしょうがないんですけれども、答弁しておられる中身を見ると、認定こども園のことについては前から計画していたよということを書いて、話をしていないということについて、反省がまるでないんですね。実際に部長、よく考えてくださいよ。あなたがもし持っている土地を知らん人が、あれ買いますねんと、どこそこで決議しましてん言うて、そんなことやったら怒るでしょう。それを言っているんですって。ある程度話し合いをして、なるほどそういうことだったら私も協力しましょうやないかと、この後の手続はどないなりますねんと、いや議会でこうなつて決めまして、予算措置もこういうふうになりまして、こういう段取りになりますのでと。わかりました、そういうことやったらやっていただいて結構ですよという確認をとってから予算の計上をすべきじゃないのかと、そういう倫理的な欠陥があるやり方じゃないのかということに心配しているんですよ。一つこれが出るということは、またやりかねないんですって、ほかでも、先に突っ走って、関係者に了解を得とかなきゃいけないことについて、了解がないまま行っちゃうと。いや、町は前からやっていたんやと、こういうことになるんじゃないかということに心配しているので、その点の問題を聞いているわけです、どうですか。

(議長) 中山福祉部長！

(中山福祉部長) 権利者さんにお話しする中でも、やはり予算があるという保障のない中では、まだ話はできないというふうに思っております。ただ、予算があっても権利者さんの御理解が得られなかったら現に土地の取得はできないものと、それはそのように思っております。だから、十分に説明をさせていただき、地権者さんに事業の内容も必要性も十分に御説明させていただいた上で御了解いただくというふうな手続をとったら、それでいいと、そういう形で進めるというふうに思っております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 余り反省をしていないという答弁でしたけれども、見込みは持っているんだということですから、せいぜい取り組まれて、所期の目的を達成されたらいいとは思いますが、ただ認定こども園の中の子供たちは大変心配を私にしております。その点は指摘して、次にいきたいと思っております。

4番目です。国民健康保険法ですが、大変な長文を町長読んでいただきまして、ありがとうございました。国保新聞、担当者もこれを見ながら、今回の改定はこれだなというのでまとめていただいたんだと思います。中身は同じでして、読んでいたら、実際にどうなるのか、さっぱりわかりませんね、これからね。国からどんなふうに言われてくるのか、県からどういうふう言われ

てくるのか、ある程度わかるんでしょうけれども。それで具体的にお尋ねをしたいと思うんですけれども、一つは、県にまとめるということですから、この間、県は滞納の一掃だとかいうので新たな機構を設けて差し押さえとかいうことをやっております。平成25年の全国市町村国保滞納世帯差し押さえデータ一覧というのがお手元にあるんですけれども、奈良県でいいますと、滞納世帯が2万7,200世帯で、1,906件の滞納をしたけれども、このうち何と318件は広陵町でございます。差し押さえした金額が6億円で、うち広陵町は1,562万円と。だから県の平均は31万円の差し押さえなんですけれども、広陵町の差し押さえは4万9,000円なんです。だから金額が非常に少ないところを小まめに差し押さえ業務をしておられると、こんなことになろうかと思えます。県が一本化しますと、奈良県では有名な王寺町の差し押さえのこともありますから、やっぱりそういうところに強烈に動くのではないかということが心配をされますし、それから具体的に言うと、入院給食が1食260円から460円に値上げになると。それから紹介状なしに大病院に行ったら定額負担が5,000円から1万円かかると。それから患者申出療養制度というのはありまして、保険がきかないものであってもやってくれと、それがいいことだという答弁がありましたけれども、こんな内容が含まれているわけです。心配するのは、日本は国民皆保険の制度があるわけなんですけれども、実際これ、大きな穴があきませんか。お金のある人はそういう新たな療養ができるけれども、そうじゃない人にはできないということになるので、それで非常に金額がそんなに多くない人のところまで差し押さえをするというような強烈なリーダーシップが発揮されるんじゃないかということをお心配しているわけです。そういうことについて、具体的にまだ数字が出てきているわけじゃないですから、今回のような答弁書になったんだと思いますけれども、そのあたりどんな見込みを持っておられるのか、お尋ねしておきます。

(議長) 池端生活部長。

(池端生活部長) いわゆる差し押さえとの話を踏まえてしていただきましたので、うまくお答えになるかどうかわかりませんが、私どもまずは、この医療制度の大改革に関しての認識、決して答弁は国保新聞を写したものではありません。どこの新聞でもやっぱり取りまとめになりますと、やっぱりそういうふうになるということで、これはあえて質問いただいたと思うんですけれども、その所定の手続を経て成立した方法でございますので、そういったことの施行等に関して、基礎自治体の裁量は極めて限られます。さりとて、スタートするのは住民のお方を接する市町村でございます。そういうところで、まず差し押さえのことでございます。金額的に広陵町は少額でもやっているん違うかと。御質問にもありますように、数も群を抜いて多いということに関して、まず答弁といたしまして、よそのやり方と比べてはいけませんけれども、しっかりとそういうことに取り組んでいるということでの御理解をまずいただくと、通常従前から同じような形でやっておられる市町村は、1年たちました、いわゆる納期が過ぎて滞納と、滞納1年、2年たって、これはもうだめだということでやられます。取りまとめて1件という件数になってしまいます。私どもの収納のほうは、というか、現課のほうと連携をいたしまして、国保もそうです。介護もそうです。納期が8期ございます、普通徴収であれば。その8期、1期ずつでやはり現年の納期が過ぎますと、そのお方の負担能力を勘案して手続をさせていただくと。債権の管理条例との絡みも御質

問ございますけれども、債権の管理条例というのは、それがあからずからどんどんというようなことではなしに、そのお方、現年度しか負担する能力がひよつとしたらないやもしれません。そのお方が何がしかのあれで、従前の分が残っているということに関しては、まずは現年度を優先させていただいて、並行して幾らかでも元利均等と言ったらおかしいですけども、そういうふうな形でお支払いをいただくように努力をさせていただくわけでございますが、その辺のところ、債権管理条例は、いわゆる収納について、その方に負担能力がない場合は、その債権を消滅させるように、そういうこともできるようなものでございます。そういったところでいろいろと質問いただきました。その一部負担につきましても、これはこの国の制度を維持するものとして、私どもはそのようになれば、そのような形で法を守らなければなりませんので、ただ、県に対して、しっかりワーキンググループ等で自己主張が過ぎても、これはしっかりそういう現場でこういうことがあるということは、しっかり主張させていただきたいと思っております。長くなりました。済みません
(議長)12番、八尾君！

(八尾議員)受けとめておきます。今後引き続き議論します。

ごみ袋のことなんですけれども、この議会が始まる直前の町長挨拶で、天理市の清掃施設との広域のことについてお話がございました。5月29日に、ごみ町民会議がやった折には、広域のやり方と広陵町独自でやり方と2通りあるんですと。このことについて、十分に皆さんに議論をしていただきたいということで委嘱を賜ったものでございます。10日もしないうちに、うちは広域でいきますねんと、これは一旦広域で話し合いに応じますと天理市さんが喜ぶのではないかと思いますけれども、最後までおつき合いますとどうしても広域ということに、飲めということになるんじゃないかと非常に心配しておりますが、ごみ町民会議のメンバーからすると、そんな話は聞いていないわけですから、いろいろやり方があるとしか聞いていないわけですから、こういうやり方というのは、非常にまずいんじゃないかと思います。言っていることが時と場所によって違うというのは一番よくないやり方ですけども、この点どうですか。

(議長) 問い5ですね。答弁。山村町長！

(山村町長) 広域化を進めるに当たりましては、やはりタイミングというのはございます。得た情報をいつも全てさらけ出すということは調整がつかなくなるということは十分御理解いただけると思います。ごみ処理町民会議の時点では、まだ皆さんに御報告できる状態でなかった。その後新聞で出ましたし、その町民会議のときに天理市さんとの広域化の予備の話はございましたが、町民会議で御報告できる状態でなかった。新聞記事が出ましたし、その後天理市との広域化について前向きに進めるべきだといういろいろな調査結果に基づいて私も判断できましたので、議会に御報告を申し上げました。これから広域に進むに当たりまして、私の一存で進められるわけではございません。全自治体が参加をして協議をして、一部事務組合という形になると思いますので、広陵町の議員さんも参加をしていただいて、協議をする場所が出てまいります。さらに広域になりましても、広陵町が何もしなくて済むというわけではありません。積みかえ基地も要りますし、ごみの種別によっては処理しなければならないものも出てまいりますので、これらをどう処理するか、それらを含めて町民会議で今後も議論をお願いしたいと。奥

歯に物の挟まったような言い方で私挨拶させていただいたというふうに思っておりますので、そのときはそういう事情であったと御理解いただきたいと思います。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 広陵町のRDF炭化方式が大変ランニングコストが高いということは数字で示されましたから、そのことについてもどうなのかということはおみ町民会議でも議論をしたいし、それから今、広域化と言われましたけれども、共産党はそうですかということで受け入れるとかいうようなことは一切言いませんので、あくまで具体的な中身が提案されませんといけませんので、その点は指摘をしておきます。

それから地方自治法違反ではないのかということをおっしゃっていましたが、個別に申し込みがあれば、その人から料金徴収するのはいいはずだと。指定のごみ袋を使っているから、それが申し込みではないかということをおみセンターは言っていたわけですが、今回これあかんかったですね。指定のごみ袋を出したのにということがありますから、時間がありませんから、もうその指摘だけしておきます。

6番目にいきます。日本総研藻谷浩介氏の講演について。これがその本でございます。それから、これは2014年の新書大賞になったんですって。今話題の増田レポートというのは、これです。関連しますけれども、全く違う視点からの話で、私ら議員も大いに参考にしなければいかんなど。

「里山資本主義」のところで、都市部で高い所得を持っていても、時間がない、環境が悪い、健康に悪いと。だけど田舎へやってきましたら、一遍に健康になって金使わなくて済んだと、こういうことがやっぱり大事じゃないかと、アベノミクスというのはおかしいとかいうことをこの藻谷さんは言っているわけです。そういう意味で言いますと、市が指摘をしておりましたように、町内の空き家、2人の議員さんも指摘をしておられましたけれども、何らかの仕組みを使って、そこに人口を呼び入れることだとか、それから65歳から74歳までの10年間の世代のおっちゃん、おばちゃんにまちのために、自分たちの自己実現を図ってもらって大いに活動してもらおうことがまちの役に立つ、どうだとかこう言っていましたけれども、その件について、もし感想があったらどうぞ教えてください。

(議長) 山村町長！

(山村町長) 藻谷先生は私も本当に話を聞いていまして感動しましたので、ぜひこれは町民町政説明会に来ていただいて、多くの方に聞いていただきたいということで、講演会が実現したものでございます。「里山資本主義」も私読ませていただきまして、いろんな事例をNHKの広島放送局の方と一緒に本をあらわされておまして、事例を挙げておられます。私もこの高齢化社会に向かって高齢者にどのように活躍していただくのか、また女性にどんな起業をしていただくのか、仕事をおこしていただくと、そんなことも必要ではないかと思っておりますので、地方創生計画の中でそういうものも含めて議論をしていきたいと思っております。農業塾もその一つでございますので、よろしくお願いたします。

(議長) よろしいですか。それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。＜19,725

字>